

宮城県感染症予防計画（改定案）について

1 計画の位置付け

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「法」という。）及び国の「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」（以下「感染症基本指針」という。）に基づき、宮城県の感染症対策を総合的かつ計画的に推進するもの。

2 計画改定の目的

「宮城県結核予防計画」を「宮城県感染症予防計画」の一部として統合し、一体的な感染症の対策を推進する。また、法や感染症基本指針の改定内容の反映等を行うとともに、国が定める特定の感染症において現状及び課題とその対策を整理する。

3 計画の期間

令和元年度から令和5年度（5年間）

4 計画の概要

別添のとおり

5 計画改定のスケジュール

平成31年4月11日	パブリックコメントの実施（5月10日まで）
4月19日	宮城県議会保健福祉委員会に改定案の報告
令和元年5月14日	感染症対策委員会への付議
5月21日	宮城県議会保健福祉委員会に改定計画の報告、公表